

小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、空き家住宅の有効活用を図りつつ、小浜市への移住者の定住促進および子育て世帯、新婚世帯、進出企業の従業員等の住環境の向上を図るとともに、多世帯の同居および近居の推進を目的に、子育て世帯等に対して、小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、小浜市補助金等交付規則(昭和56年小浜市規則第22号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）移住者

現に福井県内に住所を有していない者、または福井県内に住所を有して3年を経過しない者とする。ただし、県外から県内の大学等に進学した学生が、県内の企業に就職した場合には、卒業後3年以内の者とする。

（2）子育て世帯

18歳になった日の属する年度の3月31日までの子どもと同居している世帯とする。

（3）新婚世帯

婚姻届を提出し、受理されてから3年を経過しない夫婦からなる世帯とする。

（4）進出企業の従業員等

当該市内に進出してから3年を経過しない企業等の従業員または当該市内の地場産業（農林水産業を含む）に従事して3年を経過しない者とする。

（5）居住誘導区域等

都市再生特別措置法第81条第1項に基づき小浜市が作成した立地適正化計画における居住誘導区域をいう。

（6）旧耐震住宅

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅（併用住宅で、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものを含む。）をいう。

（7）建替え

既に建築されている住宅を除却（補助金の交付を受ける年度またはその前年度に除却する場合に限る）し、当該敷地内に自ら居住するために所有する一戸建て住宅を建築すること。

（8）世帯

住居と生計を共にしている人々の集まりをいう。

（9）多世帯近居

直系親族の世帯が、同一小学校区内または概ね3km圏内で別に居住することをいう。ただし、直系卑属の単独世帯を含む場合は、単独世帯を除き複数の世帯である場合に限る。

(10) 多世帯同居（空き家を購入またはリフォームして多世帯同居する場合に限り、この要綱を適用する。）

直系尊属または直系卑属の複数の世帯によって同居することをいい、新たに対象住宅に居住する者が住民票異動に伴う転居を行うことをいう。ただし、直系卑属の単独世帯を含む場合は、単独世帯を除き複数の世帯である場合に限る。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、10年以上居住する見込みのある者（ただし、第3号については、この限りではない）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 空き家購入への補助（交付申請と同一年度内に購入したものに限り）

- (ア) 空き家を購入した移住者
- (イ) 空き家を購入した子育て世帯
- (ウ) 空き家を購入した新婚世帯
- (エ) 空き家を購入した進出企業の従業員等
- (オ) 新たに多世帯同居をするために空き家を購入した者
- (カ) 新たに多世帯近居をするために空き家を購入した者

(2) 居住者（リフォーム後に居住予定の者を含む）による空き家リフォームへの補助（交付申請と同一年度内に事業が完了する者に限り）

- (ア) 空き家を購入または賃借しリフォームを行う移住者
- (イ) 空き家を購入または賃借しリフォームを行う子育て世帯
- (ウ) 空き家を購入または賃借しリフォームを行う新婚世帯
- (エ) 空き家を購入または賃借しリフォームを行う進出企業の従業員等
- (オ) 新たに多世帯同居をするために空き家を購入または賃借しリフォームを行う者
- (カ) 新たに多世帯近居をするために空き家を購入または賃借しリフォームを行う者

(3) 所有者等による空き家リフォームへの補助（交付申請と同一年度内に事業が完了する者に限り）

- (ア) 空き家のリフォームを行い賃貸する所有者等（所有者のほか、所有者の承諾を得て転貸借しようとする事業者等を含む）

(4) 旧耐震住宅の建替えへの補助（交付申請と同一年度内に事業が完了する者に限り）

- (ア) 旧耐震住宅の建替えを行う移住者
- (イ) 旧耐震住宅の建替えを行う子育て世帯
- (ウ) 旧耐震住宅の建替えを行う新婚世帯
- (エ) 旧耐震住宅の建替えを行う進出企業の従業員等
- (オ) 新たに多世帯同居をするために旧耐震住宅の建替えを行う者
- (カ) 新たに多世帯近居をするために旧耐震住宅の建替えを行う者

2 前項各号に掲げる補助の対象者は、次の各号いずれかに該当する者でないこと。

- (1) 過去に、この制度による補助を受けたことのある者
- (2) 小浜市税の滞納のある者

- 3 国または地方公共団体等の他の補助事業により、補助金等が交付される者は、この要綱による補助を申請することはできない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅は、前条第1項第1号から第3号においてはふくい空き家情報バンクに登録されている一戸建て住宅とする。ただし、補助対象者が前条第1号カまたは第2号カに該当する場合には、ふくい空き家情報バンクに登録されている一戸建て住宅であることを要しない。

(空き家購入への補助)

第5条 補助の対象となる空き家の購入は、子育て世帯、移住者、新婚世帯、進出企業の従業員等および新たに多世帯同居・近居をする者が居住するために、空き家の所有者と売買契約を締結しているものとする。

- 2 補助金の額は、空き家の購入金額に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、居住誘導区域等内では60万円を、居住誘導区域等外では30万円を限度とする。

- 3 空き家購入に係る補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

(空き家リフォームへの補助)

第6条 補助の対象となる空き家のリフォーム工事（以下「対象工事」という。）は、空き家の質を向上させるための工事で、次の各号のいずれかに該当する工事とする。（ただし、改修後の延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されるものに限る。）

(1) 空き家の全部または一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事（以下「修繕等」という。）

(2) 空き家に一部を増築する工事および一部を改築する工事（ただし、増築、改築部分の床面積が既存住宅の2分の1を超える工事を除く。）

- 2 次の各号のいずれかに該当する工事に要する費用は補助対象としない。

(1) 建物の解体、除却のみを行う工事

(2) カーテン、家具、調度品等の購入・設置

(3) 家庭用電化製品の購入・設置

(4) 太陽光発電設備の設置

(5) C A T V（有線放送）、電話、インターネットの接続配線工事（更新および修繕を含む。）

(6) 維持管理工事（点検、清掃、消耗品の交換および故障修理）

(7) 障子・ふすまの張り替え、畳の表替え等軽微な修繕等

(8) 附属建築物の修繕等

(9) 対象工事のうち、国または地方公共団体等の他の補助事業により、補助金等を受けるもの

- 3 補助金の額は、対象工事に要する費用および諸経費を合計した額（消費税および地方消費税相当額を含む。）に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、居住誘導区域等内では60万円を、居住誘導区域等外では30万円を限度とする。
- 4 空き家リフォームに係る補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

（旧耐震住宅の建替えへの補助）

- 第7条 補助の対象となる旧耐震住宅の建替えは、旧耐震住宅の除却後における一戸建て住宅の建築工事に要する費用とする。
- 2 補助金の額は、建替えに要する金額に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、居住誘導区域等内では30万円を、居住誘導区域等外では15万円を限度とする。
 - 3 建替えに係る補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

（空き家購入への補助に係る申請書の審査）

- 第8条 空き家購入への補助金を受けようとする者（以下「購入対象者」という。）は、小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）補助金交付申請書兼完了実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼完了実績報告書」という。）に別表1に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、交付申請書兼完了実績報告書のほか、必要な書類を提出させ、またはその一部を省略させることができる。
 - 3 市長は、交付申請書兼完了実績報告書を受理したときは、申請書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定および額の確定を行い、小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（空き家リフォームへの補助に係る申請書の審査）

- 第9条 空き家リフォームへの補助金を受けようとする者（以下「リフォーム対象者」という。）は、小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）補助金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）に別表2に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、交付申請書のほか、必要な書類を提出させ、またはその一部を省略させることができる。
 - 3 市長は、交付申請書を受理したときは、申請書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
 - 4 リフォーム対象者は、前項の通知がある前に工事に着手してはならない。

(旧耐震住宅の建替えの補助に係る申請書の審査)

第10条 旧耐震住宅の建替えへの補助金を受けようとする者（以下「建替え対象者」という。）は、小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）補助金交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）に別表3に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、交付申請書のほか、必要な書類を提出させ、またはその一部を省略させることができる。
- 3 市長は、交付申請書を受理したときは、申請書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 4 建替え対象者は、前項の通知がある前に工事に着手してはならない。

(変更及び辞退)

第11条 第9条第3項または前条第3項の通知を受けたリフォーム対象者および建替え対象者が、申請の内容を変更する場合は、小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）補助金計画変更申請書（様式第7号）に別表2または別表3に掲げる関係書類のうち変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の計画変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認める場合は、小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）補助金計画変更承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。
- 3 第9条第3項または前条第3項の通知を受けたリフォーム対象者および建替え対象者が、申請を辞退する場合は、すみやかに小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）補助金辞退届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(工事の完了期限)

第12条 リフォーム対象者および建替え対象者は、市長が別に定める日までに工事を完了しなければならない。

(実績報告および補助金の額の確定)

第13条 リフォーム対象者および建替え対象者は、対象工事が完了したときは、すみやかに小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）補助金完了実績報告書（様式第10号。以下「完了実績報告書」という。）に別表4または別表5に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、完了実績報告書のほか、必要な書類を提出させ、またはその一部を省略させることができる。
- 3 市長は、完了実績報告書を受けたときは、申請書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、リフォーム対象者および建替え対象者に対して小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）補助金額の確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(補助金の請求および支払い)

第14条 購入対象者は第8条第3項の通知、リフォーム対象者および建替え対象者は前条第3項の通知を受けたときは、すみやかに小浜市住まい支援事業（子育て世帯等支援型）補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合には、すみやかに購入対象者、リフォーム対象者および建替え対象者に対して支払いを行うこととする。

(調査等)

第15条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、工事に関する調査等を行うことができる。

(交付の取消し)

第16条 市長は、購入対象者、リフォーム対象者および建替え対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定または交付を受けたとき。

(2) その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部または一部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第18条 購入対象者、リフォーム対象者および建替え対象者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の利用目的)

第19条 市長は本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国および県に提供することができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

表1（購入対象者）

| 補助金交付申請書兼完了実績報告書に添付する書類 |
|---|
| (1) 売買契約書の写し (2) 住宅の取得時の写真（住宅全体に係る部分） (3) 付近見取図 (4) 異動後の世帯全員の住民票の写し等※1 (5) 領収書の写し (6) 同意書 (7) 誓約書 (8) 申請者と近居者の関係性を示す書類（様式第1－2号および戸籍謄本等） (9) 申請者と同居予定者の関係性を示す書類（様式第1－3号および戸籍謄本・婚約証明書等） ※（8）（9）は、申請者が新たに多世帯同居・近居をするために空き家を購入した者である場合に限る。 |

別表2（リフォーム対象者）

| 補助金交付申請書に添付する書類 |
|--|
| (1) リフォーム工事概要書（様式第3－2号） (2) 工事着工前の写真（住宅全体および対象工事に係る部分） (3) 図面（付近見取図、配置図、工事の内容がわかる工事前後の図面（平面図、立面図、断面図等）） (4) 工事見積書の写し (5) 賃借の場合については、賃貸借契約書の写し（賃貸借契約書には、造作買取請求権の放棄※2の記載があること） (6) 賃借の場合については、賃貸人の改修承諾書 |

| |
|--|
| <p>(7) 同意書</p> <p>(8) 誓約書</p> <p>(9) 異動後の世帯全員の住民票の写し等※1</p> <p>(10) 申請者と近居者の関係性を示す書類（様式第1-2号および戸籍謄本等）</p> <p>(11) 申請者と同居予定者の関係性を示す書類（様式第1-3号および戸籍謄本・婚約証明書等）</p> <p>(12) 空き家の所有者が分かる書類（登記簿謄本等）</p> <p>(13) 空き家所有者の改修承諾書</p> <p>※(9)～(11)は、申請者が新たに多世帯同居・近居をするために空き家を購入または賃借した後にリフォームを行う者であり、当該年度に購入補助を受けない場合に限る。</p> <p>※(12)(13)は空き家のリフォームを行い賃貸する所有者等に限る。</p> |
|--|

別表3（建替え対象者）

| |
|--|
| <p>補助金交付申請書に添付する書類</p> <p>(1) 建替え工事概要書（様式第5-2号）</p> <p>(2) 工事着工前の写真（旧耐震住宅の除却前および除却後の敷地の状況。ただし、除却工事が完了していない場合は除却後の写真の添付は要しない。）</p> <p>(3) 図面（付近見取図、除却するまたは除却した旧耐震住宅の配置図、建築工事の内容がわかる図面（配置図、各階平面図、立面図等））</p> <p>(4) 建築工事に関する工事見積書の写し</p> <p>(5) 除却建物の建築時期の確認ができるもの（登記簿謄本等）</p> <p>(6) 除却年月が確認できるもの（除却後に申請する場合に限る）</p> <p>(7) 世帯全員の住民票の写し等※1※3</p> <p>(8) 申請者と同居・近居予定者との関係性を示す書類（戸籍謄本、婚約証明書等）</p> <p>(9) 同意書</p> <p>(10) 誓約書</p> <p>※(8)は申請者が新たに多世帯同居・近居をするために旧耐震住宅の建替えをする者である場合に限る。</p> |
|--|

別表4（リフォーム対象者）

| |
|--|
| <p>補助金完了実績報告書に添付する書類</p> <p>(1) 工事請負契約書または請書の写し</p> <p>(2) 領収書の写し</p> <p>(3) 対象工事部分の工事完了後の写真</p> <p>(4) 異動後の世帯全員の住民票の写し等※1</p> <p>(5) 賃借の場合については、賃貸借契約書の写し（交付申請時に提出している場合を除く）（賃貸借契約書には、造作買取請求権の放棄※2の記載があること）</p> |
|--|

別表 5 (建替え対象者)

| 補助金完了実績報告書に添付する書類 |
|--|
| (1) 工事請負契約書または請書の写し (2) 領収書の写し (3) 旧耐震住宅の除却後の敷地の状況写真(交付申請時に提出している場合を除く)、建替え後の住宅の全景 (4) 異動後の住民票の写し等※1 (5) 検査済証の写し |

※1 ①移住者の場合 住民票に異動前は県外の居住であることが記載されていること(住民票により異動前の県外居住が確認できない場合については、これに代わる書類)

②子育て世帯の場合 住民票に18歳になった日の属する年度の3月31日までの子どもと同居していることが記載されていること

③新婚世帯の場合 戸籍謄本や婚姻届受理証明書等により婚姻した日が記載されている書類を併せて提出すること

④進出企業の従業員等の場合 小浜市が必要と認める書類

⑤新たに多世帯同居をする者の場合 近居者の世帯全員の住民票の写しを併せて提出すること

※2 造作買取請求権の放棄 賃借人が改修費用を負担する場合、契約終了後において、その改修によって増加した財産については賃貸人のものとする内容

※3 新たに多世帯同居をする者の場合 同居予定者を含む世帯全員の住民票の写しを併せて提出すること